

## 【事例】薄毛治療（AGA）のモニター契約し薬を服用したら副作用が出た！

### ～薄毛治療のモニター契約の解約トラブル～

#### 相談内容

1ヶ月に1度の頭皮注入と飲み薬での薄毛治療の1年間の契約をモニター価格114万円で締結した。1回目の頭皮注入の治療後、薬（\*ミノキシジル）を服用したら副作用が出た、解約したい。

無料カウンセリング後、薄毛治療通常153万円のところ、写真撮影等の条件で114万円のモニター契約しカード決済した。1か月に1回の9万4166円の治療後、薬を服用したら、動悸や胸の圧迫感が出た。医師に相談し薬の量を減らしたが症状は改善せず、その薬は未承認薬と判明した。解約を求めたがモニター契約は解約できないと言われた。（40歳代 女性）

#### 〈助言〉

契約書に、どのように書いてあり、説明はどうだったかを経緯書に書いてもらい、センターで斡旋に入りました。クリニックは当初は解約を拒否しましたが、その後、通常価格で計算し2回分の治療費と契約残額の2割の25万2000円、合計50万4000円を払えば解約すると提案がありました。当センターのアドバイザー弁護士に相談したところ、このケースは治療不適合に当たり自己都合の解約でなく、受けた1回分の治療費を払えば足りるという見解でした。以上をクリニックに交渉しましたが、中途解約ができない契約であることを主張し難航しました。その後、1か月分と1割の違約金26万7960円が提示されましたが、相談者は調停申立てを希望し斡旋不調で終了しました。専門の医師によれば、「薄毛は遺伝的要因が関係し、治療を中止すると効果は消失する。そのため、継続的に治療が必要、また、未承認薬は医師の判断で処方するのは問題ない」とされていますが、副作用が出た場合は、直ちに治療を中止し、医師に相談しましょう。今回は消費生活センターでは斡旋不調となりましたが、調停で解決したと報告がありました。今回のように、簡易裁判所の調停を利用し解決を図ることも一つの選択肢です。

薄毛（AGAなど）に関する相談は男女を問わず相談があります。自費治療となり、クリニックにより費用は異なります。上記のように治療を継続する必要があります。国の未承認薬を使用した場合、副作用の有効性が証明されていないということです。副作用が生じた場合に医薬品副作用被害救済制度の対象となりませんので注意が必要です。

薄毛治療に限らず、美容医療に関するトラブルが多く生じています。問題点は以下の通りです。

1. 不安な気持ちに付け込んで契約を急がされたり、即日施術を進めたりする。
2. 広告とは異なる高額な施術をもとに、次々と追加の施術や長期間服用する薬などを勧められ費用が高額となる。
3. 契約や施術に関する説明が十分でない。
4. 医師の資格を持たないカウンセラーなどが症状等の診断や治療方針の決定を行っていると思われるケースがみられる。

広告の内容をうのみにせず、施術内容や料金、リスクについて十分に説明を受け、納得できない場合や即日施術を勧められた場合は、契約しないようにしましょう。事前に公的機関の注意喚起情報を確認したり、（公社）日本美容医療協会、（公社）日本毛髪科学協会などから情報収集するとよいでしょう。保険適用されるケースもあり、皮膚科、大学病院の専門科を利用するのも、一つの方法です。

\*ミノキシジル 国内では、脱毛している頭皮に塗布する一般用医薬品として承認されていますが、内服薬として承認された医薬品はありません。

国民生活センター

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20191121\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20191121_1.html)

（公社）日本美容医療協会

<https://www.jaam.or.jp/>

（公社）日本毛髪科学協会

<https://www.jhsa.jp/>